一般社団法人日本金地金流通協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本金地金流通協会(英文名 Japan Gold Metal Association 略称「JGMA」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(用語の定義)

- 第3条 この定款における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 金地金 粗金又は金スクラップの精製(以下「精製」という。)により得られる地金であって、金の品位が1,000分の999.9以上のもの
- (2) 貴金属地金 前号以外の金の地金、銀地金及び白金族の地金
- (3) 金地金等 金地金及び貴金属地金をいう。
- (4) 金地金等現物売買取引 売買契約時において、金地金等の引渡しと代金の 支払いが同時に行われる取引
- (5) 金地金等販売業 店舗を設け、当該店舗において一般消費者に対し金地金等現物売買取引を業として営むものであって、一般消費者との金地金等取引において現物売買取引のみを取扱い、かつ、健全な取引を行っているの
- (6) 登録店 前号に掲げる店舗であって、店舗には金地金等が展示され、一般 消費者との間の金地金等現物売買取引(以下「店頭売買」という。)に従 事する者が確保されており、かつ、安全な店頭売買に要する金地金等及び 資金が確保されていることの要件を備え、協会に登録されたもの

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、金地金等現物売買取引の推進を図ることにより、金地金等販売業及び一般消費者の金地金等の健全な取引の促進に資するとともに、我が国における金地金等の安定的な生産、流通、加工及び消費に寄与し、もって国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 金地金等及びこれらの地金を材料とする製品の生産、流通、加工及び消費 に関する調査
- (2) 金地金等の分析、鑑定及び精製の技術に関する研究
- (3) 金地金等販売業に従事する者の指導及び訓練
- (4) 金地金等販売業の登録
- (5) 金地金等に関する情報の収集及び提供
- (6) 金地金等に関する啓蒙及び普及
- (7) 金地金等の分析及び精製設備改善のための援助
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(業務方法書)

- 第6条 前条第1項第4号に掲げる事業に係る業務の方法の基本的事項については、この定款に定めるもののほか、「登録事業業務方法書」をもって、これに定めるものとする。
- 2 「登録事業業務方法書」の制定及び変更は、総会の議決を得るものとする。

第3章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の 社員とする。

(正会員の資格)

- 第8条 正会員は、金地金等販売業を営むものであって、次の各号の要件を備えているものとする。
- (1) 溶解設備、精製設備、分析設備等が確保され、金地金等の溶解、精製及び分析を知識経験者によって行い得るものであること。
- (2) 金地金等販売業を営む店舗には、金地金等が展示され、店頭売買に従事するものが確保されていること。
- (3) 金地金等販売業を営む店舗には、安全な店頭売買に要する金地金等及び資金が確保されていること。

(特別会員の資格)

第9条 特別会員は、金地金等の健全な取引の促進、生産、流通、加工及び消費に関する資料並びに情報の提供を行う法人又は団体とする。

(賛助会員の資格)

- 第10条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 金地金等販売業を営むもの
- (2) 金地金等の精錬業を営むもの及びこれらのものを主たる構成員とする法人又は団体
- (3) 登録店
- (4) 金地金等を工業用、歯科・医療用及び工芸用の材料として使用するもの並びにこれらのものを主たる構成員とする法人又は団体
- (5) 金地金等の販売を行うもの

(入会)

- 第11条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書等を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第12条 本会の事業活動に必要となる経費に充てるため、会員は会員になったとき及び毎年会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第13条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいっても退会することができる。

(除名)

- 第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議 によって当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 会員の資格要件を失ったとき。
- (3) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、除名の議決を行う総会の日から 1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該総会で弁明の機会を与えなけれ ばならない。
- 3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと きは、その資格を喪失する。
- (1) 当該会員が死亡し又は解散したとき。
- (2) 1年以上会費を納入しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第16条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金及び会費その他の拠出金(登録事業協力金を除く。)は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第17条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第18条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は会長に対し、 総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することが できる。
- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに総会の目的たる事項及びその 内容を示した書面をもって、総会の日の2週間前までに正会員に対して通知 を発しなければならない。

(議長)

- 第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けた又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1会員につき1個とする。

(決議)

- 第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、 出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総 正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

- 第24条 総会に出席しない正会員は、代理人によってその議決権を行使する ことができる。この場合においては、当該正会員は、代理権を証明する書面 を本会に提出しなければならない。
- 2 前項の正会員は、代理権を証明する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 総会の招集にあたって、理事会の決議により、総会に出席しない正会員は、 書面をもって議決権を行使できるものとすることができる。この場合におい ては、当該書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の 数に算入する。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 議長及び出席した正会員のうちから議長が指名する議事録署名人2名は、 前項の議事録に記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第26条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。 ただし、特に必要があると認められる場合には、2人を限度として正会員 以外の者を理事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。会長及び副会 長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職 務を代行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告求め、本会の業務 及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、 前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員した理事の任期は、他 の現任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満 了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。ただし、 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権3分 の2以上の多数による決議をもって行う。

(報酬等)

第32条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問)

- 第33条 本会に、顧問3人以内を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労があった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に意見を述べる ことができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払い をすることができる。
- 5 顧問の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

- 第34条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に臨時に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を示して会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、法令の定めるところにより、会長に招集の請求があったとき。
- (4) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けた又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けた又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に係らず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案 をした場合において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が当該 提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する 理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べ たときはこの限りでない。

(報告の省略)

- 第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、 適用しない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長、専務理事及び監事は議事録に署名し又は記名押印する。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

- 第42条 本会は、財政基盤の強化を図るため、基本財産を設ける。
- 2 基本財産は、入会金もって構成する。
- 3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本会の目的遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(登録事業協力金)

- 第43条 本会は、登録事業協力金を登録預り金として管理するものとする。
- 2 登録事業協力金は、登録店が会員資格を喪失したとき又は本会が解散したときは、納入された額を限度としてこれを返還するものとする。
- 3 前各項のほか、登録事業協力金に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内 に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認 を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書

類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告 し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、 社員名簿を事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議によって、又はその他法令により定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことは出来ない。

(残余財差の処分)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ る法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

- 第51条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委員会)

- 第52条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員の選任は、理事会が行う。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

- 第53条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

(実施細則)

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関 する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は(会長)山口純、(副会長)岡本英彌、乾保太郎、 (専務理事)須江米夫とする。

附則

この定款の変更規定は、平成30年5月24日から施行する。